

平成22年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

土木交通部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
住宅課	精神医療センター医療 観察法病棟建設設計委託	測量・設計業務等委託	平成23年2月8日	株式会社内藤建築事務所	46,129,650	医療観察法病棟の建築にあたり、大規模かつ複雑な施工計画の立案であって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務に該当することから、公募により特定された業者より提出された事業提案書を選定委員会において審査し、委託事業者を決定しており、委託事業者に代替性がないため	2号	4